

自著を語る 『憲法一代記』(育鵬社)

西

修

(駒澤大学名誉教授)

私は、二〇二四(令和六)年四月三十日付けで『憲法一代記』を刊行しました。全体が約四五〇頁におよびます(定価・二五〇〇円+税)。これまで私が執筆してきた著書・論稿のエッセンスを集約した総集編といえます。そのうち、とくに伝えたかった三点にしぼり、記述します。

一、憲法9条の解釈について―文民条項との不可離性

憲法九条の解釈について、さまざまの解釈があることはご承知のとおりです。一番肝心な点は、憲法六十六条二項「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ」との関係です。

「文民(civilian)」とは非軍人のことである。とすれば軍人の存在が前提とされているはずだ。いったいなぜ文民な語が憲法に入れられたのか。そのいきさつを知りたい」。そう思って米国立公文書館(ワシントンD.C.)、ワシントン国立記録センター(メリーランド州)、マッカーサー記念館(バージニア州)、英国国立公文書館(ロンドン)などを渉猟しやうりやうしました。その結果、極東委員会での議論がキーポイントになると確信しました。

極東委員会は、日本国の占領管理に関する最高の政策決定機関であって、日本国憲法は同委員会の承認を得なければ、成立することができませんでした。それゆえ、同委員会の議論を精査することが必要不可欠です。けれども、同

Topics

委員会における議論に関する有意義な研究は、ほとんどありませんでした。

極東委員会が受け取った日本国憲法草案の九条は、以下のとおり。

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

現行の九条そのものです。このうち、「前項の目的を達するため」は、衆議院の帝国憲法改正案特別委員会小委員会委員長だった芦田均氏によるもので、いわゆる芦田修正といわれます。この修正によって前項の目的、すなわち「侵略戦争をしない」という目的を達するために、陸海空軍その他の戦力を保持しないのであって、自衛のためであれば陸海空軍その他の戦力を保持することができる」との解釈が可能になりました。

この点について、極東委員会で大きな問題になりました。火をつけたのはソ連です。一九四六年九月十九日、極東委員会第二十六回会議で、ソ連より「すべての大臣は、シビリアンでなければならぬ」との条項を日本国憲法へ入れるよう提案されました。翌二十日には、極東委員会第三委員会は、次の声明を発しました。一部を紹介します。

「日本語の案文は、いまや一項で定められた以外の目的であれば、軍隊の保持が認められると日本国民によって解釈されるようになったことに気づいた。(中略)日本国民は、かれらの憲法に内閣総理大臣を含むすべての国務大臣はシビリアンでなければならぬといった条項を入れなければならないと主張すべきことを勧告する」。

ここにおいて、第三委員会は芦田修正の意味を見抜き、一項で定められた以外の目的、すなわち自衛のためであれば軍隊の保持が可能になり、軍人が生まれ、明治憲法時代に制度化されていた軍部大臣現役武官制の再現を懸念したのです。

はたせるかな、翌二十一日に開かれた極東委員会第二十七回会議で、各国代表からさまざまな見解が表明されています。

中国代表「修正された条項のみを解釈しようとするれば、常識は、戦争目的や国際紛争解決以外の目的であれば、軍隊の保持が認められることになろう」。

カナダ代表「この憲法草案が通過したのちに、公的に承認された陸軍大将、海軍大将その他の将軍が存在することはまったくあり得ることであり、すべての大臣がシベリアでなければならぬという規定があれば、将軍が閣僚に任命される可能性の問題は起こり得ない」。

ソ連代表「より重要なことは、ある種の軍隊を創設しながら、これは完全に日本国憲法内で正当なのだと称して、日本国民をあざむくことである。これこそが主要な危険である」と私は思う。国会議員（原文は *the members of the Diet*）がすべてシベリアンでなければならぬという文言を挿入すればよいだけのことであって、そうしない心理的、精神的意味を理解することができない」。

その他の代表の見解は省略しますが、極東委員会では以下の2点において、完全な共通認識があったことが理解で

きます。

- (1) 九条案の修正により、自衛のためならば、軍隊（戦力）を保持できるとの解釈が可能になったこと。
- (2) 内閣閣僚がシベリアンでなければならないという規定を憲法に入れること。

重要な点は、極東委員会における討議のなかで芦田修正そのものに反対の言説がなかったことです。自衛のためならば、軍隊（戦力）を持ち得るといふ芦田修正を受け入れ、軍隊が設置されたときの「歯止め」として、シベリアン条項が必然であると考えていたことです。

極東委員会からの指示を受け取った連合国最高司令官のダグラス・マッカーサー元帥は、九月二十四日、民政局長のコートニー・ホイットニー准将と同局次長のチャールズ・ケーデイス大佐を吉田茂首相のもとへ遣わしました。

原文は以下のようです。“*The Prime Minister and all Ministers of State shall be civilians.*”

政府は“*civilians*”の訳語に苦労し、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、武官の経歴を有しない者でなければなら

ない」の案文を作成しました。先述したように、極東委員会は、修正により憲法上、自衛のための軍隊保持が可能になったと判断して、ミリタリー・コントロールを避けるべく、シベリアン条項の導入に執拗にこだわったのです。

政府は、極東委員会での議論の内容をまったく知りませんでした。政府は、この事実を知らなかったがゆえに、いかなる目的であっても、軍隊（戦力）を保持できないという筋違いの解釈をとり続けたのです。ここにこそ、政府の九条解釈にかかわる根源的な問題点が存在するのです。

政府の上記案文は、貴族院へ提出されました。同院の帝国憲法改正案特別委員会に設けられた小委員会において、過去の経歴を問う政府の案文は削除されました。そのいきさつを東大法学部憲法担当の著名な宮澤俊義氏が説明しています。

「極東委員会から、『国務大臣はシヴィリヤンでなければならぬ』という規定を入れろと注文されたのに対し、『国務大臣は武官の経歴を有しない者でなければならぬ』と定めるのは、注文された範囲より以上に出て国務大臣になる資格を制限しようとするもので

あって、妥当ではない。こう考えて、小委員会は、総司令部から注文されないことまでお先まわりするのはやめて、注文されたことだけを規定しよう、という結論におちついた」。

当時、シベリアンに相当する日本語はありませんでした。そこで小委員会では、シベリアンの訳語が検討されました。「平人」「凡人」「文臣」「文化人」「文人」「文民」「民人」「平和業務者」などが各委員から提示され、最終的に「文民」が採択されたのです。

十月二日には、佐藤達夫法制局次長がケーティス民政局長に電話を入れ、了承を得ました。そして十月三日の特別委員会において、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならぬ」という条項案が確定したのです。

この特別委員会における条項案が十月六日に貴族院本会議で可決され、翌七日に衆議院本会議へ回付、貴族院によって可決された条項案についていっさいの審議がなされず、ただちに採決に付され、賛成多数で採択されました。それゆえ、衆議院では文民条項について、一分たりとも討議されていないのです。ここにおいても、日本国憲法成立

過程のいびつさが露呈されています。

このような成立経緯をふまえ、私は憲法九条と文民条項の密接不可離性を主唱してきています。北岡伸一（東京大学名誉教授など）、五百旗部眞（防衛大学校長など）、村田晃嗣（同志社大学学長など）、岩田温（政治哲学者）といった政治学者は、私の説の妥当性を共有しています。ところが、憲法学界において顧みられてきていいるとはいえません。私は、本書で語を強くして、以下のように述べました。「僭越ながら、憲法学者に告げたい。『極東委員会の議論を精読して、九条解釈論を展開せよ！』」。

私は今後も、実直に持説を主張してまいります。読者諸氏におかれては、私の説に耳を傾けていただければ幸いです。

日本国憲法への文民条項導入の経緯概要

一九四六（昭和二十一年）

一月十一日 『日本の統治体制の改革』（S.W.N.C.C（国務・陸・海軍三省調整委員会）一二八文書）をマツカーサー元帥が受領、「国務大臣または内閣閣僚は、すべての場合に、シビリアンでなければならない」。

七月二日 『新しい日本国憲法のための基本原則』（極

東委員会の政策決定）「内閣総理大臣および国務大臣のすべては、シビリアンでなければならない」。

八月十九日 マツカーサー元帥が吉田首相に対し、極東委員会の基本原則を説明し、シビリアン条項の導入を求めるも、日本政府はこれを拒否、総司令部も了承。

八月二十四日 衆議院本会議で芦田修正を含む憲法改正案が可決される。

九月十九日 極東委員会第二十六回会議で、ソ連より「すべての大臣は、シビリアンでなければならない」を入れるよう提案。

九月二十日 極東委員会第三委員会が、シビリアン条項を入れるよう勧告。

九月二十一日 極東委員会第二十七回会議で討論。

九月二十四日 ホイットニー民政局長が吉田首相に対し、シビリアン条項の追加を強く要請。日本側は困惑するも、導入せざるを得ないと判断。

九月二十六日 貴族院小委員会にて、織田信恒議員がシビリアン条項導入のための質疑。これに対して金

森徳次郎・憲法担当国務大臣が応諾。

九月二十八〜十月二日 貴族院小委員会にて審議。最

終的にシリアンを「文民」と訳すことに決定。

十月三日 貴族院特別委員会にて現行の六十六條二項が確定。

十月六日 貴族院本会議で特別委員会の修正案を可決。

十月七日 衆議院本会議で可決。

二、世界の憲法動向

私は、比較憲法にかかわる著書、論稿を発表するときは、世界の憲法動向との関連で三つの表を掲示しています。毎回、その時点で調査した最新の情報を提供するように努めてきています。

以下、表1〜表3において、基本的に本書出版時の表を再掲しますが、本稿執筆に際して、その後の調査をもとに若干の補正と追加をしました。

表1から、少なくとも以下のことが指摘できます。

(1)世界の成典化憲法一八九か国中、日本国憲法は古い方

から十四番目。世界的には「新」憲法とはとてもいえない。

(2)〔参考〕に掲げたフランス、スイス、フィンランドを含め、いずれの国家も何回もの憲法改正をおこなっている。「憲法は時代の産物である。時代が変われば憲法改正も検討されるべき」が、世界の共通認識。憲法を「不磨の大典」視してきている日本こそが、異常、異例、異様であることが理解されるべき。

(3)「憲法を時代に合わせるべきだ」という人びとがいるが、倒錯した考え方。日本国憲法は、戦争直後の焼け野原の時代に作成、それから七十八年を経過。現代の視点に立って、日本国憲法を見直すことは、ごく当たり前のこと。

ここにインンドの初代首相、ジャワハール・ネルー（一八八九〜一九六四年）の言辞を記載します。

「もし諸君がこの憲法を抹殺したいというのであれば、憲法を本当に神聖で不可侵のものにすればよい。変更されず、静止状態にある憲法があるとすれば、そ

表1 各国憲法の制定年（～1940年代）と改正の実際

2024年3月現在

国名	制定年	改正の実際
アメリカ	1787年	1992年5月までに18回、27か条の追補
ノルウェー	1814年	頻繁(400回以上とも、近年改正2014年(大改正)、23年5月)
ベルギー	1831年	頻繁(1994年2月以降2017年10月までに30回)
ルクセンブルク	1868年	1919年5月から2016年10月までに36回改正
オーストラリア	1901年	77年7月までに8回改正
メキシコ	1917年	2023年9月末までに255回改正
オーストリア	1920年	頻繁(近年改正2022年、23年)
リヒテンシュタイン	1921年	18年末までに35回改正
ラトビア	1922年	18年10月までに15回改正
レバノン	1926年	04年9月までに11回改正
アイルランド	1937年	19年6月までに38回改正
アイスランド	1944年	13年7月までに7回改正
インドネシア	1945年	59年に復活、02年8月までに4回改正
日本	1946年	無改正
中華民国(台湾)	1947年	22年11月までに8回改正(うち1回は無効判決)
イタリア	1947年	22年11月までに20回改正(20年9月の改正は国会議員の大幅減)
ドイツ	1949年	22年12月までに67回改正
コスタリカ	1949年	頻繁(近年改正20年)
インド	1949年	23年9月までに106回改正

[参 考]

- * フランス(1958年) 2024年3月までに25回改正。08年7月の改正は全条文の約半分の47か条におよぶ大幅なもの。24年3月の改正で中絶の自由を明記。
- * スイスは、2000年1月1日に新憲法が施行されたが、22年9月までに35回改正。旧憲法は1874年に制定、1999年までに約140回改正。
- * フィンランドは、2000年3月1日に新憲法が施行、18年10月にまでに4回改正。
- * 非成典化憲法国 イギリス、ニュージーランド、サウジアラビア、イスラエル、サンマリノ、バチカン。恒久憲法未制定国 リビア。

の憲法は、それがよいものだからではなく、その使用が過去のものになってしまったからである。生きるべき憲法は、成長しなければならぬ、適合しなければならぬ、変化し得るものでなければならぬ。

表2では、「平和条項」について、十七の項目とそのおもな採用国を表示しました。いまや非常に多くの国の憲法に平和条項が導入されていることが理解できます。「日本国憲法は平和条項を有する世界で唯一の国である」は、完全に誤りであることが立証されます。

私が平和条項として十七の項目に分類して発表した最初は、一九九九年三月に刊行された『日本国憲法を考える』（文春新書）においてです。このときは一七八の成典化憲法国中、一二四か国（六九・七％）に平和条項が導入されました。その後、二〇〇八年に出版された『世界地図でわかる日本国憲法』（講談社）では、一八二か国中、一五〇か国（八二・四％）になり、徐々に増えつつあります。

③の「内政不干渉」は、本来、他国の内政に干渉し、武力行使した歴史があったことに対する反省として、平和の重要な要素といえます。しかしながら、「内政不干渉」

を盾にして国内での民族弾圧を継続し、それに対する批判を「内政干渉」として排除している国があります。

中国憲法（一九八二年）の前文には「主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政不干渉、平等互恵および平和依存の五原則を堅持する」ことを明記しています。けれども、同国のウイグル族への弾圧は「地獄の様子」（インタナショナル・アムネスティ）であり、チベット族の文化も完全に破壊しています。近年は「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部である」との前文の一節を実現するとして、台湾を武力で併合することを公言し、それに対する外部からの反対行動を「内政干渉」とであると唱えています。本来の平和条項たる「内政不干渉」が中国共産党政府によって、都合よく解釈されている現実を看過することができません。

なお、習近平・国家主席は、二〇一八年三月、国家主席および国家副主席の任期が「連続して二期を超えてはならない」との規定を削除し、「終身国家主席」たる地位を獲得、習近平による絶対体制が進められつつあります。

⑬について。ウクライナ憲法（一九九六年）十七条は「外国の軍事基地の設置は、ウクライナ領土では認められない」

表 2 平和条項の態様と採用国

2023年8月現在

①	平和政策の推進（平和を国家目標に設定している国を含む）	アルバニア、インドネシア、クウェートなど
②	国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む）	ハンガリー、スリランカ、マダガスカルなど
③	内政不干渉	ブラジル、カタール、中国など
④	非同盟政策	アンゴラ、モザンビーク、ナミビアなど
⑤	中立政策	オーストリア、スイス、トルクメニスタンなど
⑥	軍縮	バングラデシュ、カーボベルデ、東チモールなど
⑦	国際組織への国家権力の一部委譲	デンマーク、ドイツ、コンゴ民主共和国など
⑧	国際紛争の平和的解決	ポルトガル、アルジェリア、ブータンなど
⑨	侵略ないし征服戦争の否認	フランス、韓国、キルギスなど
⑩	テロ行為の排除	スペイン、ブラジル、チリなど
⑪	国際紛争を解決する手段としての戦争放棄	イタリア、アゼルバイジャン、エクアドル、ボリビア、日本
⑫	国家政策を遂行する手段としての戦争放棄	フィリピン
⑬	外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置	ベルギー、ウクライナ、フィリピンなど
⑭	核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除	カンボジア、コロンビア、パラオなど
⑮	（自衛以外の）軍隊の不保持	コスタリカ、パナマ
⑯	軍隊の行動に対する規制（シビリアンコントロールを含む）	パプアニューギニア、南アフリカ、ソマリアなど
⑰	戦争の宣伝（煽動）行為の禁止	クロアチア、リトアニア、タジキスタンなど

* 1項目でも規定のある成典化憲法国 189か国中 161か国（85.2%）

と定め、続く十八条で「ウクライナの対外的な政治的行動は、国際法の一般的に承認された原則と規範に従い、国際社会の成員との平和的で相互互恵的な協力を維持することによって、国の利益と安全を確保する」との規定をおいています。

このウクライナは、二〇一四年三月にはウラジミール・プーチン大統領政権下で、クリミア半島がロシアの領土に一方的に併合され、また二〇二二年二月、ロシアの侵攻により領土が剥奪されています。これに対してウクライナが領土奪還に向けて応戦していることはご存知のとおりです。憲法の規定が、国際法上違法な侵略によって維持されないこともあり得ることを意味しています。本来は国際連合にその解決を求められますが、国際連合は機能不全に陥っています。その意味でも、平和の維持には国防の充実と他国との安全保障関係維持が重要であることが改めて認識されます。

なお、プーチン大統領は、大統領の任期について、従来、六年を一期とし、連続二期までは可能とされていたのですが、二〇二〇年三月、通算二期までを可能とし、さらにその任期は現職の大統領または大統領職にあった者（現職の

プーチン大統領と前大統領のドミトリー・メドベージェフが該当）には適用されないとの憲法改正を断行しました。

この改正により、プーチン大統領は、最長二〇三六年（八十一歳）まで大統領職に在籍することができるようになったのです。かくしてロシアの政治体制は、プーチン大統領の意のままに運用されることになりました。

ここで、⑪の「国際紛争を解決する手段としての戦争放棄」について、少しく説明します。この文言が日本国憲法九条一項にあることは先述しました。同じ規定をもっている憲法を摘記します。

イタリア憲法（一九四七年）十一条「イタリアは、他の国民の自由を侵害する手段および国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する」。

アゼルバイジャン憲法（一九九五年）九条「アゼルバイジャン共和国は、他国の独立を侵害する手段として、および国際紛争を解決する手段としての戦争を否認する」。

エクアドル憲法（二〇〇八年）四一六条「エクアドルは、国際紛争を平和的に解決することを奨励し、国際紛争を解決するために武力の威嚇および武力の行使を否認する」。

ボリビア憲法（二〇〇九年）十条「ボリビアは、国家間

の相違および紛争を解決する手段として、あらゆる侵略戦争を否認する」。

わが国の憲法学者のなかには、九条一項の文言をもって、戦力（軍隊）の放棄を意味すると解釈する向きがあります。この点、上述したような同じ規定をもつすべての国の憲法には、軍隊の設置条項があります。（イタリア憲法五十二条、アゼルバイジャン憲法九条、エクアドル憲法一五八条、ボリビア憲法二四二―二五〇条）。このことは「国際紛争を解決する手段としての戦争放棄」が軍隊の放棄に結びつかないことを意味します。ここにもわが国の憲法学者の「井の中の蛙」的現象がみられます。

表3をご覧ください。これらの項目のうち、平和条項を除いて、日本国憲法に規定されていないものばかりです。もっとも注目されるのは、一〇五か国中、一〇五か国すべてに国家緊急事態対処条項が設定されていることです。

私は、国家緊急事態対処条項を「外部からの武力攻撃、内乱、組織的なテロ行為、重大なサイバー攻撃、経済的な大恐慌、大規模な自然災害、深刻な流行性の疫病など、平時の統治体制では対処できない国家の非常時にあつて、国

家がその存立と国民の生命および憲法秩序を守るために特別の緊急措置を講じることを定める条項」と定義づけています。

一九六六年の国際人権規約（自由権規約）四条には、以下の規定があります。

「①国民の生存を脅かす公の緊急事態において、その緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要なとする限度において、この規約にもとづく義務に違反することができ。ただし、その措置は当該締約国が国際法にもとづき負う他の義務に抵触してはならず、また人種、皮膚の色、性、言語、宗教または社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

②上記の規定は、第六条（生命に対する権利の保障）、第七条（拷問または残虐な刑罰の禁止）、第八条一項および二項（奴隷的状态の禁止）、第十一条（契約の義務不履行による拘束の禁止）、第十五条（遡及処罰の禁止）、第十六条（法律の前に人として認められる権利の保障）、ならびに第十八条（思想、良心および

表3 1990年2月(ナミビア)以降、2022年7月(チュニジア)までに新しく制定された各国憲法(105か国)の態様—新しい権利、平和・国家緊急事態対処条項などを中心に
2023年8月現在

項目	条項導入国数	割合(%)	おもな導入国
①環境の権利・義務・保護	100	95.2	ナミビア、コロンビア、パラグアイ
②プライバシーの権利	88	83.8	ポーランド、ウクライナ、アンドラ
③知る権利	76	72.4	アルバニア、キルギス、ボリビア
④家族の保護	88	83.8	カンボジア、ブータン、アルゼンチン
⑤政党	92	87.6	スロバキア、モロッコ、コロンビア
⑥国民投票(憲法改正を含まず)	94	89.5	スイス、ペルー、フィンランド
⑦平和	103	98.1	東チモール、コンゴ、イラク
⑧憲法裁判所	67	63.8	ハンガリー、ジョージア、モンゴル
⑨国家緊急事態対処	105	100	スイス、フィンランド、ロシア

宗教の自由の保障)の規定に違反することを許すものではない。

③義務に違反する措置をとる権利を行使するこの規約の締結国は、違反した規定および違反するに至った理由を、国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締結国にただちに通知する。さらに、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨を通知する」。

各国が緊急事態に対応することを是認し、さらに「真に必要なとする限度において」という条件つきで規約に違反する措置を講じることを認めています。

私が一九九〇年以降に制定された憲法に特化し、上記九項目について調査・発表したのは二〇〇八年十二月末(対象国九十三か国)、一五年十二月末(対象国一〇三か国)、一九九年八月末(対象国一〇四か国)ですが、対象国すべての国に国家緊急事態対処条項が導入されていました。

一方、平和条項は一〇五か国中一〇三か国に導入されています(フィジー一九九七年憲法とチュニジア二〇二二年憲法には平和条項を見つけないことができます)。

それゆえ、現代のほとんどの諸国憲法は、平和条項と

国家緊急事態対処条項を不可分の関係に設定しているのです。

一九七八年には、統合幕僚会議議長だった栗栖弘臣氏（一九二〇～二〇〇四年）が「現在の法体制のもとでは、自衛隊は有事に際して超法規的な措置をとらざるを得ない」と発言しました。「超法規的措置」は、立憲主義に相反します。憲法および法律で有事に備えた対応措置を規定しておくべきは当然です。

この点について、早くに指摘したのが、京都帝国大学および立命館大学で憲法学の教鞭をとった大西芳雄氏（一九〇九～一九七五）です。「憲法にも法律にも非常事態に対する何らの措置を予定しない国は、一見、立憲主義の原則に忠実であるかの如く見えて、実は、その反対物に転落する危険をふくむものと言ってよからう」（日本公法学会『公法研究』第十七号、有斐閣、一九五七年）。しごく妥当な言説です、けれども大西芳雄氏の考え方は、当時でも現在でも、多数説になっていません。憲法学者の非立憲的態度が露呈しているのではないでしょうか。

もう一つ、注目に値するのは「環境の権利・義務・保護」条項は、一〇五か国中、一〇〇か国（九五・二％）に設け

られていることです。

環境問題が国際社会で課題とされたのは、一九七二年六月、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議においてです。この日は「世界環境デー」とされ、わが国では「環境の日」とされています。

同会議で発せられた『人間環境宣言』の前文は、次のように刻まれました。

「人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者でもある。（中略）いまやわれわれは、世界中で環境への影響にいつそうの思慮深い注意を払いながら、行動しなければならぬ。無知・無関心であるならば、われわれは、われわれの生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。逆に十分な知識と賢明な行動をもってするならば、われわれは、われわれ自身と子孫のため、人類の必要と希望にそった環境でより良い生活を達成することができる」。

そして、同宣言は天然資源の保護（第二原則）、野生生

物の保護（第四原則）とともに、第二十六原則で「人とその環境は、核兵器その他すべての大量破壊兵器手段の影響から免れなければならない。各国は、関連する国際的機関において、このような兵器の除去と完全なる廃棄について、すみやかに合意に達するように努めなければならない」と定めています。

この影響を受けたと思われるのが、ナミビアの一九九〇年憲法、一九九一年のコロンビア憲法、一九九二年のパラグアイ憲法です。

ナミビア憲法九十五条「国は、とりわけ次の事項に関する政策を採択することにより、国民の福祉を積極的に推進し、維持していかなければならない。

①～⑩は省略。

⑪生態系、基本的な生態的進化、ナミビアの生物学的多様性の保持、現在および将来のすべてのナミビア人のために正当と認められ得る形での自然資源の活用、とくに政府は、ナミビア領土内に外国の核および有毒の廃棄物を投棄しまたは再利用することに対し、措置を講じなければならない」。

前述のコロンビア憲法八十一条およびパラグアイ憲法八

条には、環境保護のために核兵器のみならず、生物兵器および化学兵器の製造・持ち込みを禁止する規定をおいています。

環境条項を憲法改正によって導入した事例として、フランス憲法（一九五八年）、ドイツ憲法（一九四九年）およびイタリア憲法（一九四七年）をあげておきます。

フランス（一九五八年憲法）では、二〇〇四年二月に『環境憲章』を採択、環境が「人類の共通財産である」（前文）との基本認識が示され、「各人は、均衡のとれるかつ健康が尊重される環境のなかで生きる権利を有する権利」（一条）などの規定が配置されています。二〇〇五年三月には憲法を改正して、前文に従来の一七八九年の人権宣言および国民主権の原理への忠誠に加えて、新たに「環境憲章に定められている権利と義務への忠誠を厳粛に宣言すること」という文言が取り込まれました。

ドイツ（一九四九年憲法）は、一九九四年十月の第四十二回改正と二〇〇二年七月の第五十回改正により、またイタリア憲法（一九四七年）は、二〇二二年二月に、それぞれ環境条項が追加されました。

こうしていまや、環境条項は憲法の必置条項であるとの

傾向が顕著になってきています。

ともあれ、一九九〇年以降に制定された諸国憲法の動向を検証して、日本国憲法は典型的に二十世紀型の憲法であり、完全に時代遅れの憲法であるということを明言できま

三、日本国憲法の作成に直接・間接にかかわった人たち へのインタビューを通じて

インタビューなどに応じていただいた人たち

私は、一九八四年一月から八七年九月にかけて、日本国憲法の作成に直接・間接にかかわった四十七人にインタビューしました。かつこ内は、米国人については、出身校、総司令部案作成時におけるGHQでの階級、所属委員会、帰国後の地位など、日本人については、当時の地位とその後の地位を記載しました。*印はインタビューの関連内容。

このなかには、GHQ民政局で日本国憲法の原案を作成した八人が含まれています。最大のキーパーソンは、運営委員長としてマッカーサー草案作成のみならず、その後の日本側との全交渉に当たったチャールズ・ケーデイス大佐

(一九〇六―一九九六年)です。私はケーデイス氏に四度面会していますが、特筆しておきたいのは、九条にかかわる言述です。

一九四六年二月三日に日本側へ提示された九条の原案たるマッカーサー・ノート(以下、マ・ノートと略記)第二原則は以下の内容でした。

「国の主権的権利としての戦争は、廃止する。日本は、紛争を解決するための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてさえも、戦争を放棄する。日本は、その防衛と保護を、いまや世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

いかなる日本の陸海空軍も決して認められず、またいかなる交戦権も、日本軍隊に対して与えられない」。

ここでとくに注目されるのは、マッカーサー元帥が戦争には「紛争を解決するための手段としての戦争」と、「自己の安全を保持するための手段としての戦争」の二種類ありと考え、そのいずれも放棄しなければならないと明記していたことです。

Topics

1984 (昭和 59) 年	
1月26日	岩倉規夫 (内閣官房会計課長、初代国立公文書館館長) * 松本委員会との関連
1月27日	藤崎万里 (外務省入省、終戦連絡〈以下で終連と略記〉中央事務局、最高裁判所判事) * 終連中央事務局での活動内容
2月2日	朝海浩一郎 (外務省入省、終連中央事務局、駐米国大使) * 終連中央事務局での活動内容
2月18日	渡辺佳英 (法制局参事官、中小企業金融公庫総裁) * ひらがな・口語体のいきさつ
2月20日	幣原道太郎 (幣原喜重郎総理大臣長男、獨協大学教授) * 9条の発案者について
2月23日	島静一 (外交科試験合格、終連中央事務局、駐イラク大使) * 終連中央事務局での活動内容
3月1日	降旗徳弥 (幣原喜重郎総理大臣秘書官、国務大臣、電話にて) * 9条の発案者について
3月5日	木内四郎 (内閣副書記官長、国務大臣) * 9条の発案者について
3月8日	増田甲子七 (福島県知事、国務大臣) * 9条の発案者について
3月14日	山田久就 (外務省入省、終連中央事務局、国務大臣) * 終連中央事務局での活動内容
3月20日	村田聖明 (ニッポン・タイムズ社員、ジャパン・タイムズ常務) * 9条の発案者について
3月23日	押谷富三 (大阪府議、衆議院議員、政務次官) * 9条の発案者について
3月24日	リチャード・B. フィン (ハーバード大学ロー・スクール、極東委員会米国代表団) * 極東委員会との関係
4月3日	ロバート・E. ウォード (スタンフォード大学、海軍情報部、カリフォルニア大学で博士号、スタンフォード大学フーバー研究所所長) * 「天皇の身体」との関係
4月6日	ハンス・H. ベアワルト (カリフォルニア大学、民政局公職追放課、帰国後カリフォルニア大学で博士号、カリフォルニア大学教授) * 「戦争放棄」のとらえ方
4月～9月	セオドア・マクネリー (ウインズコンシン大学、GHQ 民間諜報局情報分析官、帰国後コロンビア大学で博士号取得、メリーランド大学教授) * 私の受けいれ教授として、日本国憲法の成立過程全般
6月16日	オズボーン・ハウゲ (セント・オラフ大学、海軍中尉、立法権に関する委員会) * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
7月9日	リチャード・A. プール (ハーバード大学、海軍少尉、天皇等に関する委員会) * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
7月26日	ジャスティン・ウィリアムズ (アイオワ大学で博士号、民政局立法課長) * GHQ 民政局メンバーとしての所見
10月19日	ベアテ・シロタ・ゴードン (ミルズ大学、人権に関する委員会) * 憲法草案に女性の権利条項を導入した背景
11月4日	ミルトン・J. エスマン (プリンストン大学で政治学博士、陸軍中尉、行政権に関する委員会) * GHQ 民政局での憲法草案起草内容

11月13日	チャールズ・L. ケーデイス（ハーバード大学ロー・スクール、大佐、民政局次長、運営委員長） * 運営委員長としての全体的内容 ジョン・マキ（ワシントン大学、民政局 <46年2月～8月>、帰国後ハーバード大学で博士号、マサチューセッツ大学教授） * GHQ での活動内容
11月28日	A（匿名希望） * 9条の和文英訳担当者としての所見

1985（昭和60）年	
2月1日	セシル・J. ティルトン（ハーバード大学ビジネス・スクール、陸軍少佐、地方行政に関する委員会） * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
3月23日	ジョージ・A. ネルスン（ロックフェラー財団研究員、陸軍中尉、天皇等に関する委員会） * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
8月6日	石黒武重（法制局長官、国務大臣） * 松本委員会との関係
8月16日	古井喜実（松本丞治委員会囑託、国務大臣） * 松本委員会との関係
8月23日	マーセル・グリリ（コロンビア大学、民間情報教育局から民政局へ移動） * GHQ 民政局での活動内容
9月16日	諸橋襄（枢密院書記官長、帝京大学法学部長） * 枢密院での活動内容
9月27日	松本重治（近衛文麿ブレン、国際文化会館理事長） * 近衛文麿の活動内容
10月13日	大石義雄（佐々木惣一教授助手、京都大学教授） * 佐々木惣一の活動内容

1986（昭和61）年	
1月28日	デイル・M. ヘレガース（日本国憲法成立過程の研究者、書簡にて） * 意見交換
1月31日	奥野誠亮（内務官僚、国務大臣） * 帝国議会の雰囲気 細川隆元（朝日新聞編集局長、社会党議員、政治評論家、電話にて） * 帝国議会の雰囲気
2月7日	門司亮（日本社会党結成に参加、衆議院議員） * 帝国議会の雰囲気
2月12日	竹本孫一（片山哲総理大臣秘書官、衆議院議員） * 帝国議会の雰囲気 和田一仁（西尾末広衆議院議員秘書、衆議院議員） * 帝国議会の雰囲気
2月13日	佐藤攻美子（佐藤達夫長女、駒澤大学教授） * 佐藤達夫の人柄 佐藤紀子（佐藤達夫次女、富山県高岡市長夫人、電話にて） * 佐藤達夫の人柄
3月11日	原健三郎（衆議院議員、衆議院議長） * 帝国議会での活動内容

Topics

3月26日	フランク・リゾー（ジョージ・ワシントン大学修士、陸軍大尉、財政に関する委員会） * GHQ 民政局での憲法草案起草内容
4月28日	トーマス・ブレイクモア（ケンブリッジ大学、国務省、GHQ 法務部、電話にて） * GHQ での活動内容
12月8日	水野勝邦（貴族院議員<旧華族>、立正大学教授） * 貴族院での活動内容

1987（昭和62）年

9月20日	ロバート・A. フィアリー（ハーバード大学、国務省極東局北東アジア部日本課 書簡にて） * マッカーサー草案の準備内容
期日無限定	中川融（外務省入省、国連大使、駒澤大学教授） * 当時の外務省における雰囲気など
	林修三（大蔵省入省、内閣法制局長官、駒澤大学教授） * 当時の法制局における雰囲気など

以上 47 人

総司令部民政局においてこのマ・ノート第二原則に修正を加えたのが、ケーデイス大佐です。

「国の主権的権利としての戦争は、廃止する。武力による威嚇または武力の行使は、他国との間の紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。

陸海空軍その他の戦力は、決して認められることなく、また交戦権は、国家に対して決して与えられない」。

この修正の特色は、マ・ノートにあった「および自己の安全を保持するための手段としてさへも」の部分削除したことと、「武力による威嚇または武力の行使」を加えたことにあります。

ケーデイス氏は、一九八四年十一月、私に以下のように語りました。「私は、マ・ノート第二原則にあった『自己の安全を保持するための手段としてさへも、戦争を放棄する』の文言を削除しました。私はどの国家にも『自己保存の権利』があると思っていました。日本は、他国の軍隊に上陸された場合、自らを防衛することは当然できるはずで

す。ただ座して死を待ったり、侵略者にわがもの顔でのし歩かせる必要はないわけでしょう。

私はまた、『武力による威嚇または武力の行使は、他国との間との紛争を解決する手段としては、永久に放棄する』を追加しました。確か一九四五年六月に調印された国連憲章か一九二八年に七月に署名されたパリ不戦条約にあったと思います。

芦田修正についていえば、芦田氏が修正案をもって私を訪れたとき、即座にOKと答えたところ、芦田氏が驚いていました。芦田修正がある種の軍隊を持つことを可能にしても、他国に対して戦争をしかけるのではなくて、侵略を撃退し、あるいは反乱を抑えることを目的とするかぎり、GHQの基本原則に反しないと考えたからです。

こうしてみると、極東委員会も、GHQも、自衛のための軍隊保持を許容していたことが理解できます。日本政府は、平和主義の語に呪縛され、行き過ぎた自己規制にもとづく解釈に拘泥されてきたといえるように感じられます。

もう一人、一九八五年三月におこなったジョージ・ネルスン（一九二〇？）没年不明、陸軍中尉）氏とのインタビュをお伝えします。ネルスン氏はフランスの片田舎に住

んでおり、自宅へはパリのオルリー空港からベリグー空港へプロペラ機で二時間のフライト、さらに車で約一時間を要しました。

「天皇の地位として『象徴』なる語を使ったのは私であることを記憶しています。というのは、さまざまの分野で学者、評論家として活躍していたウォルター・バジヨット（一八二六―一八七七年）の『英国憲法論』（初版は一八六七年）に『象徴』なる語が使われていることを思い出したからです（注・同書には「英国王は目に見える統合の象徴（symbol）と書かれている）。とにかく、日本の皇室が生き残るためには、英国のような皇室にすることが不可欠でした」。

日本国憲法一条の「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である」の出所がわかり、遠路フランスまで来た甲斐があったと強く感じました。

なお、インタビュした八人のGHQ民政局メンバーの大半が、自分たちが草案を作成したあの『憲法』が四十年

Topics

近くまったく改正されていないことを知って、非常に驚いていました。

それからさらに四十年を経ています。この事実をどう伝えればよいのでしょうか。

日本人として、終戦連絡中央事務局の総務部長だった朝海浩一郎氏（のちに米国大使など歴任）の証言をお伝えしておきます。

「占領というのは、非常に厳しいものです。向こうは、なんといても血を流しているわけですから。憲法の押しつけ云々と言われますが、憲法を押しつけなければ、占領軍としての価値はなかったのではないでしようか」。

私のモットーは「事実（ファクト）と証拠（エビデンス）にもとづき論を展開し、付和雷同することなく、ユーモアを大切にして自分らしさを貫く」ことです。本書を執筆するにあたり、このモットーに忠実であることを基本にしたのは、当然です。本書は、いわば終活本第一号にあたります。

私の趣味である落語を活かした『ユーモアの玉手箱』（産経新聞出版）が十月に発売されます。憲法、比較憲法、防衛法学以外の本は、最初で最後になるでしょう。終活本第二号になります。

そして現在、新たなテーマを見つけ、終活本第三号に挑戦しています。今後ともご指導、ご鞭撻をいただきたくお願い申し上げます。